

職業紹介事業 関係資料

平成25年5月9日

厚生労働省 職業安定局

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

1. 有料職業紹介事業に対する基本的な考え方

厚生労働省の基本的な考え方

- 有料職業紹介事業は、労働市場のマッチング促進の観点で非常に重要なプレーヤーとなっており、労働者の保護を図りつつ、その機能の強化が図られることが期待される

現在の取組み

<民間人材ビジネスの活用促進>

- 利用者の利便性向上の観点から、届出制手数料を設定する際に参考となるフォーマットを検討中

「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）

【有料職業紹介制度の見直し】

有料職業紹介事業について、求人者、求職者及び関係雇用主が有料職業紹介サービスをより活用しやすくなるよう、届出制手数料の見直しを含む諸方策について、検討を行い、結論を得る。

（平成24年度検討・平成25年度上期結論）

- 産業競争力会議等において以下を提案
 - ・ 離職する労働者の再就職支援を民間人材ビジネスに委託した事業主に助成する労働移動支援助成金を抜本拡充することを検討
 - ・ ハローワークの保有する求人情報を民間人材ビジネスや地方自治体に提供し、民間人材ビジネスが、ハローワークが全国ネットワークを活かして開拓した求人情報を活用した多様なサービスを提供可能にすることを検討
 - ・ 研修と職業紹介を一体的に実施する民間職業紹介事業者への支援、紹介予定派遣の活用促進など民間人材ビジネスの活用を促進する事業を検討

2. 国際先端テストに対する基本的な考え方

厚生労働省の基本的な考え方

- 国際先端テストは、諸外国の制度を参考により良い制度を構築するために有益な取組
- 検討を進めるに当たっては、各国の制度は各国独自の労働市場や労働慣行が背景としてできているものであり、その背景を踏まえて検討することが必要

検討にあたっての考え方

- 我が国はILO181号条約の批准国であり、各国の制度を参考にしつつも、まずはILO181号条約の中で何ができるか検討することが適当

ILO条約はILO加盟国の政労使が議論して定められたものであり、各国の制度の違いを前提としながら、各国が合意できる部分を集約して国際基準となったもの。

なお、我が国の181号条約の批准にあたっては、「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）において、同条約の批准を行うよう盛り込まれていた。

- 労働分野において諸外国との比較をする場合には「労働者の保護」の観点も加えることが必要
有料職業紹介の場合は、規制改革会議において示された視点(※)に加え、

- ① 求職者の保護
- ② 求人者と求職者の利便性の向上
- ③ 労働市場におけるマッチング機能の強化

が検討の目安として考えられ、我が国の労働市場や労働慣行の実態に合ったものにする必要があるのではないか

※ 示された視点（第3回規制改革会議資料4）

- a 諸外国と比べて一般的な規制かどうか
- b 諸外国に比べて過重な水準を求めているか
- c 諸外国との相互性・互換性のある基準・認証となっているか
- d 諸外国と比べて手続や費用が簡素・適正なものとなっているか
- e 規制の目的は、より制限的でない別の方法により達成できないか

3. 国際先端テスト(5カ国比較)に対する考え方

許可制について

- 我が国においては、労働政策審議会需給調整制度部会に許可の諮問をし、事務局から個別の企業ごとの情報を提示し、労使が参画して審査を実施しており、事前のチェック機能としては有効
- 今回調査した他国の制度を採用した場合には、このような労使の参画による事前のチェック機能を果たすこと、また参入後に不適合と認められた場合の速やかな対応を行うことが困難になるが、この点についてどう考えるのか検討が必要

求職者からの手数料徴収について

- 求職者から原則として手数料を徴収しないのが今回の調査でも多くの国で見取れる
- ドイツはハルツ改革により、上限を設定した上で徴収可能とし、別途、職業紹介バウチャー制度を設けたが、運営については、ドイツ国内でも様々な議論がなされている模様
- 求職者からの手数料徴収については、先に示した
 - ① 求職者の保護
 - ② 求人者と求職者の利便性の向上、
 - ③ 労働市場におけるマッチング機能の強化につながるかどうかの観点からの検討が特に望まれるのではないかと

【国際先端テスト シート】（有料職業紹介事業の見直し）（注1）

(1) 制度比較（5か国と比較）（注2）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	ベルギー
1. ILO批准状況	181号	×	×	×	96号	181号
2. 参入規制	許可制	許可制※ ※確認できた37州中、31州が求職者から手数料を徴収する場合には許可制を採っている。	自由※ ※1995年に許可制を廃止	登録制※ ※2002年に許可制を廃止	■原則自由 ■例外 芸能家の紹介事業を行う者は担当大臣への事前の登録が必要	登録制（ブリュッセル首都圏地域）
3. 紹介職業の制限	原則自由 （港湾運送、建設業務に就く職業は禁止）	自由	自由	自由	自由	自由
4. 労働者からの手数料徴収 ■例外については具体的にご記入願います（手数料徴収可の場合の職種、年収等要件、上限規制など）。	■原則禁止 ■例外 ①職業紹介手数料 以下の職業に係る求職者から、6ヵ月の賃金の10.5%以下の手数料の徴収が可能。 ・芸能家、モデル ・年収700万円超の科学技術者、経営管理者、熟練技能者 ②求職受付手数料 芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの職業に係る求職者から670円の手数料（1か月3回まで）の徴収が可能。	各州※が定める上限以下の職業紹介手数料の徴収が可能。 ※確認できた37州中、27州が求職者から手数料を徴収する場合の上限規制を設けている。	■原則禁止 ■例外 以下の職業に係る求職者から、職業紹介手数料の徴収が可能（上限の水準は調査中）。 ・芸能家、モデル、プロスポーツ選手等	原則2000ユーロ以下の職業紹介手数料の徴収が可能※。 また、以下の職業に係る求職者からは、12ヵ月の賃金の14%以下の手数料の徴収が可能。 ・芸術家、芸能人、モデル、代役、スタントマン、ディスクジョッキー、プロスポーツ選手 ※別途、職業紹介バウチャー制度を導入している	■原則禁止 ■例外 以下の職業に係る求職者から、賃金の10%（業界の慣例等一定の場合は15%まで可）以下の職業紹介手数料の徴収が可能。 ・芸能家、プロスポーツ選手	■原則禁止 ■例外 以下の職業に係る求職者から、職業紹介手数料の徴収が可能（上限の水準は調査中）。 ・芸能家、プロスポーツ選手
5. 備考（必要に応じて記載） ※失業率は、2002年～2012年の幅	■労働組合：企業別 ■失業率：低～中（3.9%～5.4%）	■労働組合：産業別 ■失業率：中～高（4.6%～9.6%）	■労働組合：産業別・職種別 ■失業率：中～高（4.7%～8.1%）	■労働組合：職種別・産業別 ■失業率：高（5.9%～10.7%） ■ILO第96号条約を破棄した理由：(2)1参照	■労働組合：職種別・産業別 ■失業率：高（7.4%～9.4%）	■労働組合：職種別・産業別 ■失業率：高（6.9%～8.4%）

(注1) 中間報告であるため、今後の追加修正があり得る。

(注2) 雇用・労働分野は、各国とも労使の意見を尊重する等により、現実に存在する労働市場、労使関係を前提としたルールを形成している。

(2) 各項目について、日本の現行規制を維持する必要性

1. 日本がILO第181号を批准し続けている理由及びドイツがILO第96号条約を破棄した理由
ILO第181号条約は、労働者派遣事業を含めた民間職業紹介が労働市場において果たす機能を正面から認めたものであり、我が国においては、1999年に批准※してから現在までの間、事業所数も着実に増加を続けており、事業者側の声を含め、特段の問題が生じていないため。
なお、それ以前に我が国が批准していたILO第96号条約については、同条約の第24条に基づき、ILO第181号条約の発効とともに自動破棄された。
また、ドイツは、当時の与党の連立合意や欧州司法裁判所の判決、連邦通常裁判所が、連邦雇用庁の職業紹介独占は職業選択の自由を保障する基本法違反との認定を行ったことにより、1992年にILO第96号条約（営利職業紹介の漸進的廃止を定める第二部）を破棄したものである。
※当時の「規制緩和推進3か年計画」（平成10年3月31日閣議決定）において、同条約の批准を行うよう盛り込まれていた。
2. 有料職業紹介事業参入規制の必要性
不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から必要である。
なお、ILO第181号条約においても、加盟国には、許可又は認可の制度により、事業者の運営を規律する条件を決定することが求められている。
3. 紹介職業を規制する必要性
港湾運送及び建設業務については、例えば、悪質なブローカーが介入し、労働者供給と明確に区分し得ない形で職業紹介が行われ、中間搾取等につながるおそれがあるなどといった問題があることから、有料職業紹介事業の適用対象としていないものである。
4. 労働者（求職者）からの手数料徴収を原則禁止する必要性
求職者は、自己の労働力を提供して生計を営む者であるため、交渉力の弱い立場になりがちであり、そうした求職者の利益を保護する観点から必要である。
なお、ILO第181号条約においても、民間職業紹介事業所による求職者本人からの手数料徴収については、原則として禁止され、その例外は、関係する労働者の利益のために、最も代表的な労使団体と協議した上で認められており、例外を認めた場合は、ILOに対し、理由を付してその例外についての情報を提供することとされている。
5. 手数料を徴収できる場合の年収要件の必要性
求職者の利益を保護する観点から、手数料徴収が認められる範囲を使用者と対等な立場で労働条件等の交渉を行うことのできる「交渉力のある強い労働者」に限る必要があるところ、交渉力は、当該求職者の持つ専門的・管理的な能力に加え、一定以上の収入が得られることによってその実質を担保する必要がある。

(3) 規制の廃止・見直しを検討するに当たり留意すべきと考える点（影響等）

1. 有料職業紹介事業参入規制を廃止・見直した場合に懸念される影響等
 - ・求職者は、自己の労働力を提供して生計を営む者であることに鑑みれば、事業者に対して弱い立場になりがちである。
 - ・従って仮に、不適格な事業者が労働市場に参入した場合には、強制労働、中間搾取、人身拘束等といった弊害が生じやすく、また、一度こうした求職者の意に反する就業や、プライバシーの侵害、秘密の漏洩等が生じた場合には、求職者の人権や人格的利益に関わる重大な損害が生じるとともに、労働市場への信頼が著しく損なわれる結果となる。
 - ・参入規制を廃止・見直した場合には、不適格な事業者の参入を事前にチェックすること、参入後も不適格と認められた場合には速やかに排除することができなくなり、こうした弊害が生じるおそれがある。
なお、ILO第181号条約との整合性を確保することも必要である。
2. 紹介職業の規制を廃止・見直した場合に懸念される影響等
港湾運送と建設業務については、それぞれ特別の需給調整システムがあり、一般的な制度の適用では、悪質なブローカーの介入等に対応できないのではないかと。
3. 労働者（求職者）からの手数料徴収を廃止・見直した場合に懸念される影響等
 - ・求職者は、自己の労働力を提供して生計を営む者であることに鑑みれば、事業者に対して弱い立場になりがちである。
 - ・従って、仮に、求職者本人からの手数料徴収の原則禁止を廃止・見直した場合には、求職者からの過大な手数料の徴収、就職後の労働者の不当な拘束といった弊害が生じるおそれがある。
なお、ILO第181号条約との整合性を確保することも必要である。
4. 手数料を徴収できる場合の年収要件を廃止・見直した場合に懸念される影響等
 - ・求職者の利益を保護する観点から、手数料徴収が認められる求職者の範囲を使用者と対等な立場で労働条件等の交渉を行うことのできる「交渉力のある強い労働者」に限る必要があるところ、交渉力は、当該求職者の持つ専門的・管理的な能力に加え、一定以上の収入が得られることによってその実質が担保されるものであると考えられる。
 - ・年収要件を廃止・見直した場合には、手数料徴収が、必ずしも交渉力のある強い労働者に限定されなくなり、求職者保護に欠けるおそれがある。
5. なお、雇用・労働分野に係る制度の在り方については、公労使三者から構成される労働政策審議会により議論がなされ、合意形成を図ることが必要であることに留意。